

Ⅱ 特定少額資産販売事業者の登録制度

(特定少額資産販売事業者の登録の手続)

問 11 特定少額資産販売事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

【答】

特定少額資産の譲渡を行い、又は行おうとする事業者であって、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について、輸入免税の適用を受けて他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者（課税事業者に限られます。）は、納税地を所轄する税務署長に「特定少額資産販売事業者の登録申請書」を提出し、特定少額資産販売事業者の登録を受けることができます（消法 57 の 7 ①②）。

特定少額資産販売事業者の登録は課税事業者のみが受けることができますが、免税事業者であっても、

- ・ 基準期間における課税売上高が 1,000 万円超であることにより、翌課税期間から課税事業者となる場合
 - ・ 課税事業者選択届出書を提出することにより、課税事業者となることを選択する場合
- のように、特定少額資産販売事業者の登録を受けようとする課税期間において課税事業者となるときには、特定少額資産販売事業者の登録申請書を提出することができます（消基通 1－9－1）。

※ 特定少額資産販売事業者の登録申請書は、令和 9 年 4 月以降国税庁ホームページにおいて公表予定です。なお、公表された場合には国税庁ホームページ「[国境を越えた電子取引に係る消費税の課税関係について](#)」において公表されますので、そちらもご参照ください。

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、特定少額資産販売事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登載事項について国税庁ホームページにおいて公表（問 24 参照）するとともに、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとなります（消法 57 の 7 ③④⑤⑦）。

(特定少額資産販売事業者の登録に係る経過措置)

問 12 特定少額資産販売事業者の登録に係る経過措置について教えてください。

【答】

特定少額資産販売事業者の登録制度は、令和 10 年 4 月 1 日から導入することとされていますが、令和 9 年 10 月 1 日から、特定少額資産販売事業者の登録申請書を提出し、登録を受けることができる経過措置が設けられています（改正法附則 1 セト、21 ①）。

なお、特定少額資産販売事業者の登録は、課税事業者のみが受けることができますが（問 11 参照）、令和 10 年 4 月 1 日までの間は、特定少額資産の譲渡は消費税の課税対象外であるため、特定少額資産の譲渡のみを行う事業者は原則として免税事業者となります。この点、本経

過措置により登録申請を行う場合には、免税事業者であっても申請することができます。

本経過措置により、特定少額資産販売事業者の登録申請を行った免税事業者が、

- ・ 令和 10 年 4 月 1 日前に特定少額資産販売事業者の登録を受けた場合には、令和 10 年 4 月 1 日からその課税期間の末日まで、
- ・ 令和 10 年 4 月 1 日以後に登録を受けた場合には、その登録がされた日から課税期間の末日まで、

のそれぞれの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、消費税の納税義務は免除されません（改正法附則 21④）。

（特定少額資産販売事業者の登録の効力）

問13 特定少額資産販売事業者の登録の効力は、いつから生じるのですか。

【答】

特定少額資産販売事業者の登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、特定少額資産販売事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登載事項について国税庁ホームページにおいて公表するとともに、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとなります（消法 57 の 7③④⑤⑦）。

登録の効力は、通知の日にかかわらず、特定少額資産販売事業者登録簿に登載された登録年月日（以下「登録日」といいます。）から生じます。

このため、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡について、保税地域からの引取り時の消費税が免除されるのは、登録日以後に行う特定少額資産の譲渡に係るものとなります（消基通 1－9－4）。

特定少額資産の譲渡の時において登録を受けていない場合は、登録日以後に保税地域から引取りをしたとしても、その引取りに係る消費税は免除されませんのでご注意ください（保税地域から引き取る際の課税価格の合計額が 1 万円以下である場合には、免税対象外物品（革製品、編物類等）である場合を除き、その引取り時の消費税は免除されます。）。

また、特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書等への特定少額資産販売事業者の登録番号等の記載等及び輸入者又は通関業者への通知（問 25 参照）も、登録日以後に行う特定少額資産の譲渡について行います。

なお、特定少額資産販売事業者の登録に係る経過措置（問 12 参照）により、令和 10 年 4 月 1 日前に登録を受けた場合には、その効力は令和 10 年 4 月 1 日から発生し、同日以後に行う特定少額資産の譲渡から上記対応を行うこととなります。

(特定少額資産販売事業者の登録の効果)

問14 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する商品の販売を行っていますが、当社が特定少額資産販売事業者の登録を受けた場合、どのような課税関係となるのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当する商品の販売を行った場合、その販売時に国内において行われた資産の譲渡として消費税の課税対象となります（消法4③）。

この点、特定少額資産販売事業者の登録の有無によって、特定少額資産の譲渡につき販売時に消費税の課税対象となるかどうかが変わるものではありません。

他方、特定少額資産販売事業者の登録を受けている場合には、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物を保税地域から引き取る際の消費税が免除されることとなります（消法8の2①）。

この免除の適用を受けるためには、輸入申告書（国際郵便を利用する際には税関告知書）に特定少額資産販売事業者の登録番号及び当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨を付記することにより証明する必要があります（消法8の2②）。

(特定少額資産販売事業者の登録の任意性)

問15 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する商品の販売を行っていますが、特定少額資産販売事業者の登録を必ず受けなければならないのでしょうか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、輸入申告書（国際郵便を利用する際には税関告知書）に特定少額資産販売事業者の登録番号及び当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に該当する旨を付記することにより証明された場合には、保税地域からの引取り時の消費税が免除されますが（消法8の2）、特定少額資産販売事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です（消法57の7①）。

(特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡につき引取り時の課税価格の合計額が1万円を超えた場合)

問16 特定少額資産販売事業者の登録を受けて、特定少額資産の譲渡に該当する1万円以下の商品を複数個販売し、まとめて発送したことにより保税地域からの引取り時の課税価格の合計額が1万円を超えることとなった場合、保税地域からの引取り時に消費税が課されることになるのでしょうか。

【答】

課税貨物を保税地域から引き取る際の課税価格の合計額が1万円以下である場合には、免税対象外物品（革製品、編物類等）である場合を除き、その引取り時の消費税は免除され、1万円を超える場合には、他の免税規定に該当しない限り、その引取り時に消費税が課されることとなります（輸徴法13①一、関税定率法14十八、関税定率法施行令16の3）。

この点、保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、ご質問のように、保税地域からの引取り時の課税価格の合計額が1万円を超えることとなったとしても、輸入申告書（国際郵便を利用する際には税関告知書）に特定少額資産販売事業者の登録番号及び当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に該当する旨を付記することにより証明された場合には、保税地域からの引取り時の消費税が免除されます（消法8の2）。

（注） 保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るもので、その引取り時に1万円を超えるケースとして上記のまとめ発送のほか、免税対象外物品（革製品、編物類等）である場合や為替変動といったことが想定されますが、いずれの場合であっても輸入申告書等に特定少額資産販売事業者の登録番号等を付記することにより証明された場合には、保税地域からの引取り時の消費税が免除されます。

（特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に消費税が課税された場合）

問17 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する1万円以下の商品の販売を行いました。輸入申告書に特定少額資産販売事業者の登録番号を記載することなく通関したため、当該商品が免税対象外物品であることにより、保税地域からの引取り時にも消費税が課税されたという連絡を購入者から受けました。当社はどのように対応すればいいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡については、国内において行われた資産の譲渡として消費税の課税対象となります（消法4③）。

また、特定少額資産販売事業者の登録を受けていない場合や、ご質問のように輸入申告書（国際郵便を利用する際には税関告知書）に特定少額資産販売事業者の登録番号を記載しなかった場合には、保税地域から引き取る際の課税価格の合計額が1万円以下であっても、免税対象外物品（革製品、編物類等）に該当すれば、保税地域からの引取り時にも消費税が課されることとなります（輸徴法13①一、関税定率法14十八、関税定率法施行令16の3）。

この点、課税事業者が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の引取り時にも消費税が課された場合には、当該特定少額資産の譲渡を行った事業者において、税関長から交付を受ける輸入許可書など消費税法第30条第9項第5号に規定する書類等を保存することにより、その課税貨物の引取りに係る消費税が課された日の属する課税期間における課税標準額に対する消費税額から当該特定少額資産の譲渡に係る消費税額^{（注1）}を控除することができます^{（注2）}（消法40①②）。

なお、特定少額資産の譲渡に係る相手方（購入者）が課税事業者である場合で、特定少額資産の譲渡を行った事業者が上記の控除の適用を受けたときは、当該特定少額資産の譲渡に係る課税仕入れを行う事業者（購入者）において、当該課税仕入れに係る仕入税額控除の適用を受けることはできません（消法40③）。

(注) 1 特定少額資産の譲渡の対価の額(税抜き)に100分の7.8(軽減税率対象の場合は100分の6.24)を乗じて算出した金額となります。

2 控除の適用を受ける場合、実務上、特定少額資産の譲渡の相手方(購入者)から、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の輸入許可書等を入手した上で、控除対象となった特定少額資産の譲渡に係る消費税等相当額については、当該特定少額資産の譲渡の相手方(購入者)に返金することとなるものと考えられます。

《参考：特定少額資産の譲渡における課税関係》

販売事業者 の納税義務	特定少額資産 販売事業者 の登録	場面	納税義務者	関税課税価格1万円以下の貨物	
				免税対象物品	免税対象外物品
課税事業者	有	販売時	販売事業者	課税	課税
		引取時	課税貨物の 引取者	免税 (消法8の2、輸徴法13①一)	免税 (消法8の2)
課税事業者	無	販売時	販売事業者	課税	課税 ※ 税額控除可 (消法40)
		引取時	課税貨物の 引取者	免税 (輸徴法13①一)	課税
免税事業者	無	販売時	—	— (納税義務なし)	— (納税義務なし)
		引取時	課税貨物の 引取者	免税 (輸徴法13①一)	課税

(遡っての特定少額資産販売事業者の登録)

問18 課税期間の途中に申請書を提出した場合において課税期間の初日から特定少額資産販売事業者の登録を受けることはできますか。

【答】

特定少額資産販売事業者の登録は、遡って受けることはできません。登録の効力は、申請後に登録が行われてから生じることとなります(問13参照)。

(特定少額資産販売事業者の登録の拒否)

問19 特定少額資産販売事業者の登録を申請した場合に、登録を拒否されることはありますか。

【答】

特定少額資産販売事業者の登録を受けようとする事業者が、以下の事業者の区分に応じ、それぞれ次のいずれかの事実該当しなければ、原則として、登録を拒否されることはありません(消法57の7⑤)。

【特定国外事業者以外の事業者の場合】^(注1)

- ① 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていないこと
- ② 特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等を輸入者等（資産を輸入しようとする者及び通関業者）に交付し、若しくは提供し、又は特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に該当する旨を輸入者等に通知したことにより登録の取消しをされた日から1年を経過しない者であること
- ③ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること^(注2、3)

【特定国外事業者の場合】^(注1)

- ① 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいらないこと
- ② 納税管理人の届出をしていないこと
- ③ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること
- ④ 登録を取り消され（次のイからハのいずれかに該当したことにより取り消された場合に限ります。）、その取消しの日から1年を経過しない者であること
 - イ 特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等を輸入者等（資産を輸入しようとする者及び通関業者）に交付し、若しくは提供し、又は特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に該当する旨を輸入者等に通知したと認められること
 - ロ 消費税につき期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること
 - ハ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること
- ⑤ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること^(注2、3)

（注）1 特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない国外事業者をいいます（国外事業者の意義については問30参照）。

2 例えば、法人が消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合において、当該法人の代表者が法人とともに罰金以上の刑に処せられたときは、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しなければ、代表者は個人事業者としての登録も受けることができません。

3 「罰金以上の刑」には、各種加算税や延滞税の賦課決定処分は含まれません。

(特定少額資産販売事業者の登録の取りやめ)

問20 当社は3月決算法人であり、令和10年4月1日に特定少額資産販売事業者の登録を受けていましたが、令和11年4月1日から特定少額資産販売事業者の登録を取りやめたいと考えています。この場合、どのような手続が必要ですか。

【答】

特定少額資産販売事業者は、納税地を所轄する税務署長に「特定少額資産販売事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(以下「特定少額資産販売事業者登録取消届出書」といいます。)を提出することにより、特定少額資産販売事業者の登録の効力を失わせることができます(消法57の7⑩一)。

なお、この場合、原則として、特定少額資産販売事業者登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります(消法57の7⑩一)。

ただし、特定少額資産販売事業者登録取消届出書を、翌課税期間の初日から起算して15日前の日^(注)を過ぎて提出した場合は、翌々課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります(消法57の7⑩一、消令70の16③)。

したがって、ご質問の場合については、令和11年3月17日までに特定少額資産販売事業者登録取消届出書を提出する必要があります。

(注) 「翌課税期間の初日から起算して15日前の日」が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他一般の休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日であったとしても、これらの日の翌日とはなりません。

(事業の廃止や個人事業者の死亡、法人の合併による消滅があった場合の手続)

問21 特定少額資産販売事業者について、事業の廃止や個人事業者の死亡、法人の合併による消滅があった場合の手続について教えてください。

【答】

消費税法上、事業者が事業を廃止した場合は「事業廃止届出書」を、個人事業者が死亡した場合には「個人事業者の死亡届出書」を、合併による消滅の事実があった場合は「合併による法人の消滅届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出する義務があります(消法57①三、四、五)。

なお、「事業廃止届出書」を提出した場合は事業を廃止した日の翌日に、「個人事業者の死亡届出書」を提出した場合は個人事業者が死亡した日の翌日に、「合併による法人の消滅届出書」を提出した場合は法人が合併により消滅した日に、特定少額資産販売事業者の登録の効力が失われます(消法57の7⑩二、三、四)。

(注) 個人事業者の相続、法人の合併又は分割があった場合の、被相続人、被合併法人又は分割法人が受けた特定少額資産販売事業者の登録の効力は、これらの事業を承継した相続人、合併法人又は分割承継法人には及びません(消基通1-9-5)。したがって、

相続等により事業を承継した相続人等が、特定少額資産販売事業者の登録を受けるためには、新たに特定少額資産販売事業者の登録申請書を提出する必要があります。

(特定少額資産販売事業者の登録の取消し)

問22 特定少額資産販売事業者の登録が取り消されることはありますか。

【答】

税務署長は、以下の事業者の区分に応じ、それぞれ次の場合に特定少額資産販売事業者の登録を取り消すことができます（消法 57 の 7 ⑥）。

【特定国外事業者以外の事業者である場合】^(注1)

- ① 1 年以上所在不明であること^(注2)
- ② 事業を廃止したと認められること^(注3)
- ③ 死亡したと認められること^(注3)
- ④ 合併により消滅したと認められること^(注3)
- ⑤ 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていないこと
- ⑥ 特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等を輸入者等に交付し、若しくは提供し、又は特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に該当する旨を輸入者等に通知したと認められること
- ⑦ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと
- ⑧ 登録拒否要件に関する事項について、虚偽の記載をした申請書を提出し、登録を受けたこと

【特定国外事業者である場合】^(注1)

- ① 事業を廃止したと認められること^(注2)
- ② 死亡したと認められること^(注3)
- ③ 合併により消滅したと認められること^(注3)
- ④ 期限内申告書の提出期限までに、消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面が提出されていないこと
- ⑤ 納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていないこと
- ⑥ 特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等を輸入者等に交付し、若しくは提供し、又は特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に該当する旨を輸入者等に通知したと認められること
- ⑦ 消費税につき期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること
- ⑧ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること

⑨ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと^(注4)

⑩ 登録拒否要件に関する事項について、虚偽の記載をした申請書を提出し、登録を受けたこと

(注) 1 特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない国外事業者をいいます（国外事業者の意義については問30参照）。

2 「所在不明」については、例えば、消費税の申告書の提出がないなどの場合において、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者と必要な連絡が取れないときなどが該当します。

3 消費税法上、事業者に、事業の廃止の事実があった場合は「事業廃止届出書」を、死亡の事実があった場合は「個人事業者の死亡届出書」を、合併による消滅の事実があった場合は「合併による法人の消滅届出書」をそれぞれ提出する義務があります（これらの届出書の提出により登録は失効します（消法57①三、四、五、57の7⑩））。

4 「罰金以上の刑」には、各種加算税や延滞税の賦課決定処分は含まれません。

（特定少額資産販売事業者の登録番号の構成）

問23 特定少額資産販売事業者の登録番号は、どのような構成ですか。

【答】

特定少額資産販売事業者の登録番号は、「S」（ローマ字）＋数字7桁となります。

なお、法人番号や適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者の登録番号、輸入申告時に用いるプラットフォーム等コードとは異なります。

（特定少額資産販売事業者に関する情報の公表方法）

問24 特定少額資産販売事業者に関する情報は、どのような方法で公表されますか。

【答】

特定少額資産販売事業者に関する情報（登録日など特定少額資産販売事業者登録簿に登録された事項）は、国税庁ホームページにおいて公表されます（消法57の7④⑪、消令70の16②）。また、特定少額資産販売事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が国税庁ホームページにおいて公表されます。具体的な公表事項は次のとおりです。

① 特定少額資産販売事業者の氏名又は名称

② 法人（人格のない社団等を除きます。）については、本店又は主たる事務所の所在地

③ 特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。）以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

④ 登録番号

⑤ 登録年月日

⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

(特定少額資産販売事業者の義務)

問25 特定少額資産販売事業者の登録を受けた場合、どのような義務が生じるのでしょうか。

【答】

特定少額資産販売事業者は、特定少額資産の譲渡を行った場合には、特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書等に、①特定少額資産販売事業者の登録番号、②特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨を記載し又は記録し、特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入しようとする者又は輸入の申告を代理する通関業者に対し①及び②の事項を通知する必要があります（消法 57 の 8）。

(「仕入書等」の意義と記載方法)

問26 特定少額資産販売事業者が、特定少額資産の譲渡を行った場合には、特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨を発送に係る仕入書等に記載又は記録して輸入者等に通知する必要があるとのことですが、「仕入書等」とはどのような書類のことをいうのでしょうか。また、特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨はどのように記載すればいいのでしょうか。

【答】

特定少額資産販売事業者は、仕入書等に特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨を記載し又は記録して輸入者等に通知する必要がありますが（問 25 参照）、ここでいう仕入書等とは、具体的には、輸入申告において提出が求められている品物の品名、数量、価格などを記載したもので、品物の仕出国で作成されたもの（仕入書＝輸入インボイス）や、特定少額資産の発送に係る書類において特定少額資産販売事業者の登録番号等を確認することができるものであればこれに該当します。

また、仕入書等に記載又は記録する「特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨」については、特定少額資産の譲渡に係る資産であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の資産ごとに特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨（例えば、JCT（Japan Consumption Tax）Paid といった記載が考えられます。）が記載等されている場合のほか、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、これらの記号・番号等が「特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨」を別途、明らかにしていれば「特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨」の記載等があると認められます。

ただし、一の仕入書等の中に複数の特定少額資産販売事業者が販売した特定少額資産の譲渡に係る資産が含まれている場合は、それが識別できるように表示がなされる必要があります。

《イメージ》

特定少額資産の譲渡に該当する旨 例：JCT Paid

INVOICE

作成日 (Date) : Jun. 1st. 2028
作成場所 (Place): XXX

内容品の記載 (Description)	正味重量 (Net Weight) kg	数量 (Quantity)	単価 (Unit Price)	合計額 (Total Amount)
			通貨 (Currency) JPY	
Stationery				
Ballpoint pen (JCT Paid)	0.3kg	3	¥2,500	¥7,500
Notebook (JCT Paid)	0.4kg	2	¥600	¥1,200
Electronic equipment				
computer	2.5kg	1	¥99,800	¥99,800
...				
...				

KOKUZEI Inc.
1234...

INVOICE

作成日 (Date) : Jun. 1st. 2028
作成場所 (Place): XXX

内容品の記載 (Description)	正味重量 (Net Weight) kg	数量 (Quantity)	単価 (Unit Price)	合計額 (Total Amount)
			通貨 (Currency) JPY	
Stationery				
Ballpoint pen ☆	0.3kg	3	¥2,500	¥7,500
Notebook ☆	0.4kg	2	¥600	¥1,200
Electronic equipment				
computer	2.5kg	1	¥99,800	¥99,800
...				
...				

KOKUZEI Inc.
1234...

特定少額資産販売事業者の登録番号「1234...」

・ 特定少額資産の譲渡に係る資産には「☆」などを記載
 ・ 「☆」が特定少額資産の譲渡に係る資産であることを記載

(特定少額資産販売事業者に係る事業者免税点制度の適用制限)

問27 当社は特定少額資産販売事業者ですが、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、免税事業者となりますか。

【答】

特定少額資産販売事業者は、その登録の効力が生じている課税期間について事業者免税点制度の適用はなく、免税事業者とはなりません（消法9①）。

(適格請求書発行事業者の登録との関係)

問28 当社は、特定少額資産販売事業者の登録を受ける予定ですが、この登録とは別に適格請求書発行事業者の登録を受ける必要がありますか。

【答】

特定少額資産の譲渡は、国内において行われる資産の譲渡等に該当することから、その販売先（輸入者）が課税事業者の場合には、当該事業者から仕入税額控除のために必要な適格請求書又は適格簡易請求書（以下「適格請求書等」といいます。）の交付を求められる場合があります。

特定少額資産販売事業者の登録（消法 57 の 7）は、その登録によって特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税が免除される効果が生じるものであり（消法 8 の 2）（問 14 参照）、適格請求書等を交付するためには、特定少額資産販売事業者の登録とは別に適格請求書発行事業者の登録を受ける必要がありますが（消法 57 の 2）、当該登録は事業者の任意となっておりますので、登録を受けるかどうかは事業者の事業実態に応じてご検討ください。

※ 適格請求書発行事業者の登録手続など適格請求書等保存方式に関する情報は国税庁ホームページ「[インボイス制度特設サイト](#)」において公表されていますので、そちらをご参照ください。